

4. 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

4.1 基本理念

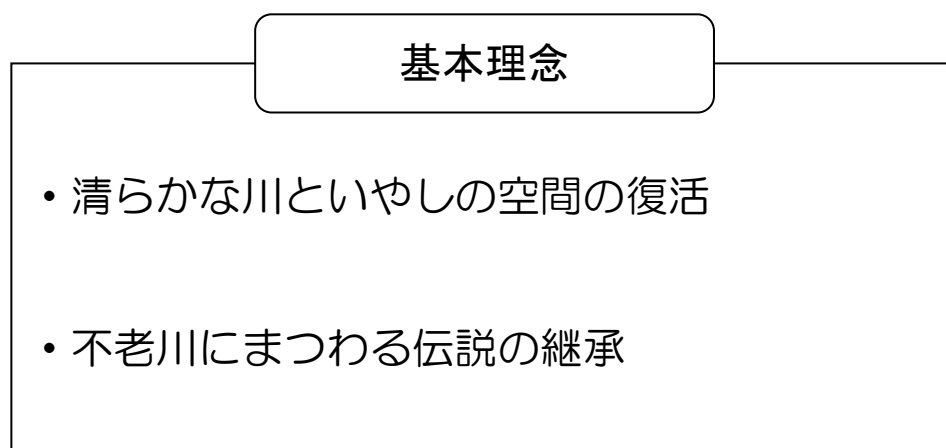
不老川流域では、水質改善のため、生活排水処理施設や河川浄化施設の整備、生活排水対策などの様々な施策と市民・事業者の協力により、環境基準点である不老橋の平成27年度のBOD75%値は3.1mg/Lとなり、第二次計画の目標値（8mg/L以下）に加え、平成24年に見直されたC類型の環境基準（5mg/L以下）も達成した。

また、多自然型の川づくり*が進められ、植生の回復や魚類の生息も確認されるようになった。

今後とも、生活排水処理施設の整備と生活排水対策の啓発・実践により、良好な水質を維持し、生活環境の一層の向上を目指す。また、その他の施策との連携により、豊かな生態系の回復を目指すものとする。

これらの活動によって良好な水環境を取り戻したその事実は、後世の人たちによって「とすとらず伝説」などとともに語り継がれるものとしていく。

これらを踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり設定する。



※多自然型の川づくり

治水上の安全性を確保した上で、草花や緑にあふれ、鳥や昆虫などさまざまな生き物を育む、多様で豊かな自然環境を保全、創出し、再生することを目指す川づくりのこと。

4.2 基本方針

不老川流域では、従前より生活環境の向上と不老川の水質改善のための諸施策が実施されてきたが、前項の基本理念を達成するために、これらの施策を継続的に実施していくこととする。具体的には、不老川に流入する生活排水の汚濁負荷量を削減するために、公共下水道や合併処理浄化槽の整備に加え、生活排水対策の啓発とその確実な実践や、「今後の水環境改善に向けた取り組み」（不老川水環境改善連絡会）等の他の施策との連携強化によって効率的な施策の展開を行う。

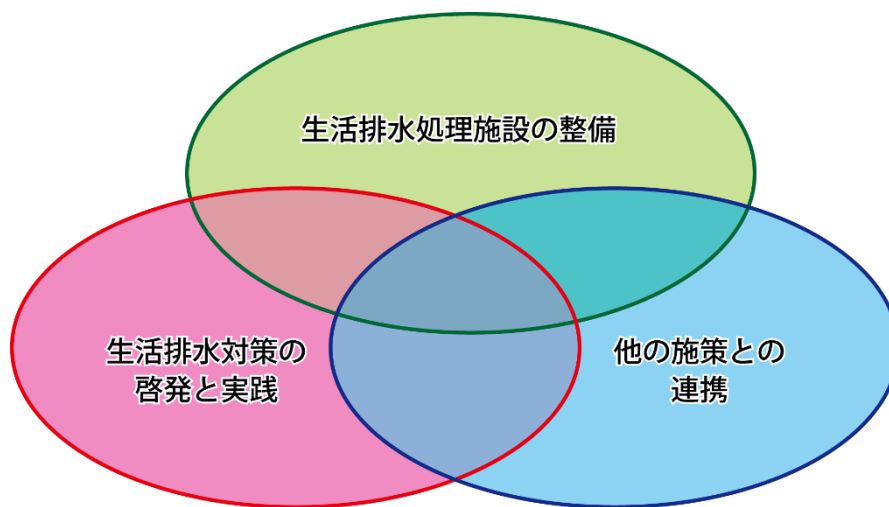


表 4.1 生活排水対策の基本方針

生活排水処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の推進 ・単独処理浄化槽の転換促進
生活排水対策の啓発と実践	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による活動や市民団体による取組の推進及び、その活動の支援 ・パンフレットや広報紙等を活用した啓発 ・学校や地域イベント等での出張講座の開催 ・浄化槽の適正管理の推進
他施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・不老川水環境改善連絡会との連携 ・事業場対策の推進

4.3 目標

(1) 目標とする水環境像

目標とする水環境像は次のとおり設定する。

【目標とする水環境像】

- ごみ・においのない川
- 散策等が楽しめる川
- 多様な生物が生息・生育する川

(2) 評価地点

目標水質等を評価する評価地点は以下の4地点に設定する。

【評価地点】

- 大森調節池上流：入間市
- 金井沢橋：所沢市（大森調節池下流）
- 入曽橋：狭山市（補助地点）
- 不老橋：川越市（環境基準点）

(3) 目標水質

目標水質は、悪臭の発生、魚類等の生息条件、親水活動に求められる条件等を考慮し、次表のとおり設定する。

表 4.2 目標水質と水質評価地点

水質項目		目標水質				水環境の目標
pH	年平均値	6.5 以上、8.5 以下 ^{※1}				ごみ・においのない川
BOD	75%値	5 mg/L 以下 ^{※1}				
SS	年平均値	50 mg/L 以下 ^{※1}				散策等が楽しめる川
DO	年平均値	5 mg/L 以上 ^{※1}				多様な生物が生息・
透視度		川底が見えること ^{※2}				生育する川
水質評価地点		大森調節池上流	金井沢橋	入曽橋	不老橋	—

※1：pH, BOD, SS, DO の目標水質は、河川C類型の環境基準。

※2：水深が浅いため、透視度を川底が見えることとした。

(4) 生物の生息・生育目標

不老川の水質改善とあいまって、多様な生物が生息・生育する豊かな環境を取り戻すことが重要である。生物の生息目標は次表のとおり設定する。

表 4.3 生物の生息・生育目標

項目	目標
魚類	アユ、コイ、ギンブナ、モツゴ、オイカワ、ウグイ、ドジョウ、ナマズ、ヨシノボリ、メダカ等がみられる。
底生生物	テナガエビ、コガタシマトビケラ、シオカラトンボ・オオシオカラトンボ等の幼虫、モノアラガイ等がみられる。
植生	ヨシ、ヒメガマ、オギ等の抽水植物、エビモ等の沈水植物がみられる。
その他	周辺に多様な昆虫がみられる。

(5) 目標達成状況の確認

本計画においては、環境基準が達成されていることから、今後も継続的に達成状況を確認し、その結果を公表していくこととする。

なお、今後、環境基準の類型指定や関連する計画等が見直された場合等には、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。